

## 第 2 2 回社会福祉士国家試験の合格基準及び正答について

## 1 合格基準

次の 2 つの条件を満たした者を合格者とする。

- (1) ア 総得点 150 点に対し、得点 84 点以上の者（総得点の 60% 程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は 1 問 1 点である。）。

## イ 試験科目の一部免除を受けた受験者

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 5 条の 2）

総得点 74 点に対し、得点 43 点以上の者（総得点の 60% 程度を基準とし、問題の難易度で補正した。配点は 1 問 1 点である。）。

- (2) (1) のア又はイを満たした者のうち、(1) のアに該当する者にあつては以下の 18 科目群、イに該当する者にあつては①から⑱の 8 科目群すべてにおいて得点があつた者。

- ①人体の構造と機能及び疾病 ②心理学理論と心理的支援 ③社会理論と社会システム  
④現代社会と福祉 ⑤地域福祉の理論と方法 ⑥福祉行財政と福祉計画 ⑦社会保障  
⑧低所得者に対する支援と生活保護制度 ⑨保健医療サービス  
⑩権利擁護と成年後見制度 ⑪社会調査の基礎 ⑫相談援助の基盤と専門職  
⑬相談援助の理論と方法 ⑭福祉サービスの組織と経営  
⑮高齢者に対する支援と介護保険制度 ⑯障害者に対する支援と障害者自立支援制度  
⑰児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ⑱就労支援サービス、更生保護制度

## 2 正答

## 【社会福祉士・精神保健福祉士共通科目】

## 人体の構造と機能及び疾病

問題番号	1	2	3	4	5	6	7
正 答	4	2	2	5	1	3	4

## 心理学理論と心理的支援

問題番号	8	9	10	11	12	13	14
正 答	5	4	1	4	3	3	2

## 社会理論と社会システム

問題番号	15	16	17	18	19	20	21
正 答	2	2	5	1	1	5	3

## 現代社会と福祉

問題番号	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
正 答	3	3	5	2	1	2	4	4	5	5

## 地域福祉の理論と方法

問題番号	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
正 答	1	5	5	3	4	2	3	3	4	4

## 福祉行財政と福祉計画

問題番号	42	43	44	45	46	47	48
正 答	4	2	2	4	3	1	5

## 社会保障

問題番号	49	50	51	52	53	54	55
正 答	5	5	1	3	3	4	正答なし

## 低所得者に対する支援と生活保護制度

問題番号	56	57	58	59	60	61	62
正 答	2	4	3	2	5	4	1

## 保健医療サービス

問題番号	63	64	65	66	67	68	69
正 答	1	3	5	3	5	2	4

## 権利擁護と成年後見制度

問題番号	70	71	72	73	74	75	76
正 答	正答なし	1	4	5	4	4	2

## 【専門科目】

### 社会調査の基礎

問題番号	77	78	79	80	81	82	83
正 答	2	4	3	3	5	2	1

### 相談援助の基盤と専門職

問題番号	84	85	86	87	88	89	90
正 答	2	5	4	5	1	4	3

### 相談援助の理論と方法

問題番号	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101
正 答	1	5	4	2	1	4	1	4	4	3	5
問題番号	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	
正 答	3	5	3	4	4	3	5	4	4	3	

### 福祉サービスの組織と経営

問題番号	112	113	114	115	116	117	118
正 答	4	4	3	5	1	4	2

### 高齢者に対する支援と介護保険制度

問題番号	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128
正 答	4	2	3	5	2	3	5	2	3	1

### 障害者に対する支援と障害者自立支援制度

問題番号	129	130	131	132	133	134	135
正 答	2	5	1	1	3	4	5

### 児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

問題番号	136	137	138	139	140	141	142
正 答	2	5	1	1	4	3	1

### 就労支援サービス

問題番号	143	144	145	146
正 答	4	5	2	1

### 更生保護制度

問題番号	147	148	149	150
正 答	3	2	1	3

第 2 2 回社会福祉士国家試験における正答の取扱いについて

午前 問題 5 5

問題 55 日本、フランス、ドイツ、イギリス、アメリカ、スウェーデンにおける社会保障制度に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 国民皆年金政策をとっているのは、日本とドイツである。
- 2 アメリカは、低所得者・高齢者を対象とした公的医療保障制度しかもっていない。
- 3 財源を租税とする医療保障制度をもっているのは、フランスとスウェーデンである。
- 4 GDP (国内総生産) に占める家族関係社会支出の割合が最も高いのは、アメリカである。
- 5 GDP (国内総生産) に占める私的医療費の割合が最も高いのは、日本である。

採点上の取扱い

全員に得点する。

理由

選択肢 1 については、ドイツは国民皆年金政策をとっていないため誤りである。  
選択肢 2 については、アメリカの公的医療保障制度の対象者には障害者等も含まれるため誤りである。  
選択肢 3 については、フランスの医療保障制度は社会保険方式であるため誤りである。  
選択肢 4 については、GDP に占める家族関係社会支出の割合が最も高いのはスウェーデンであるため誤りである。  
選択肢 5 については、GDP に占める私的医療費の割合が最も高いのはアメリカであるため誤りである。  
したがって、正答となる選択肢がない。

午前 問題70

問題 70 日本国憲法が保障する基本的人権と権利に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 憲法の基本的人権の保障は、特別の定めがある場合を除き、外国人には及ばない。
- 2 憲法の基本的人権規定は、国又は地方公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人間にその効力が及ぶことはない。
- 3 拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた者が、国に対してその補償を求めるのは、憲法が認める権利である。
- 4 基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、憲法条文に制限の可能性が明示されている場合に限り、制約を受ける。
- 5 最高裁判所の判例によれば、憲法第 25 条の内容については立法府の広い裁量に委ねられており、著しい濫用や逸脱があっても司法審査の対象とはならない。

採点上の取扱い

全員に得点する。

理由

選択肢 1 については、基本的人権の保障は権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきとされているため誤りである。

選択肢 2 については、人権規定には私人間における保障を想定している規定もあるため誤りである。

選択肢 3 については、憲法 40 条の抑留又は拘禁の規定を問う主旨であることから、不適切である。

選択肢 4 については、基本的人権はその濫用が禁ぜられ、公共の福祉に反しない限りにおいて保障されるものであり、絶対無制限のものではないとされているため誤りである。

選択肢 5 については、憲法 25 条の規定の内容については立法府の広い裁量に委ねられているが、明らかに裁量の逸脱・濫用といわざるを得ないような場合は司法審査の対象となるため誤りである。

したがって、正答となる選択肢がない。